

法定検査は保守点検とは別のものです！

浄化槽法定検査

を受けましょう！



Q. 保守点検を受けてるのに、なぜ検査が必要なの？

浄化槽の管理者は、設置された浄化槽が適正に施工され本来の機能を発揮しているか、また適正に維持管理されているか、これらを確認するために「法第7条検査」および「法第11条検査」と呼ばれる浄化槽法に基づく検査(法定検査)を、保守点検とは別に受けなければなりません。

A. つまり、保守点検と法定検査は役割が違うからです。

初回に受ける 設置後などの水質検査 法第7条検査

新たに設置され、またはその構造もしくは規模の変更をされた浄化槽を対象としており、使用后3カ月を経過した日からおおむね5カ月までに、浄化槽の設置工事、保守点検などが適正に行われ、浄化槽が本来の機能を発揮しているかを確認する検査です。

年1回受ける 定期検査 法第11条検査

設置されたすべての浄化槽を対象としており、法第7条検査実施の翌年度以降に毎年1回、浄化槽の保守点検や清掃などが適正に行われ、浄化槽が本来の機能を発揮しているかを確認する検査です。



■ 法定検査料金

規 模	処理方式	法第7条 検査	法第11条検査	
			単独処理	合併処理
10人槽以下		10,000円	4,000円	6,000円
11人槽 ~ 20人槽		13,000円	6,000円	8,000円
21人槽 ~ 100人槽		15,000円	8,000円	10,000円

※101人槽以上については、お問い合わせください。

☎地域整備課 ☎72-6936

☎福島県浄化槽協会浄化槽検査委員会
郡山支所 ☎024-933-3840

市町村設置型浄化槽整備推進事業

で整備された浄化槽を使用されている方について

町が工事を実施し維持管理をしている浄化槽については毎月の使用料を基に検査を実施しています。